

# 市税などの納期限内納付にご協力を

市税には、各税目および期別ごとに『納期限（納付する期限）』が定められていますので、『納期限内納付』にご協力くださるようお願いいたします。

なお、『納期限内』に納付が確認出来ない場合は、法律の定めにより『**滞納処分**』をする場合がありますので、ご注意ください。

## ◆ 平成29年度 市税納期限一覧表

税目 \ 納期限	5/31	6/30	7/31	8/31	10/2	10/31	11/30	12/28	1/31
軽自動車税	全期								
固定資産税	1期		2期		3期		4期		
市県民税		1期		2期		3期		4期	
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期
介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期
後期高齢者医療保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期

※「随期課税分」については、納税通知書でご確認ください。

## ◆ 『滞納処分』とは

税金を滞納している人の意志に関わりなく、滞納になっている税金を強制的に徴収するため、その人の財産を『差し押さえ⇒換価』し、滞納になっている税金に充てて完納させる一連の手続きを言います。

## ◆ 市が実施する『滞納処分』

市では、滞納市税の完納に向け、以下の『滞納処分』を実施しています。

- 預貯金の差し押さえ
- 給与の差し押さえ
- タイヤロックによる自動車の差し押さえ（平成29年度より実施）

### 【参考】



- 動産・不動産の差し押さえ
- その他債権の差し押さえ（国税還付金など）